

令和 6年 10月 1日

大分県知事

殿



住 所 別府市大字鶴見3898番地

報告者 国家公務員共済組合連合会

氏 名 新別府病院長 泊 一秀

電話番号(0977) 22 - 0391

地 域 医 療 支 援 病 院 業 務 報 告 書

標記について、医療法施行規則第9条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒102-8081 東京都千代田区九段南1丁目1-10
氏 名	国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇 代理人 病院長 泊 一秀

2 名 称

国家公務員共済組合連合会 新別府病院

3 所在地

〒874-8538 大分県別府市大字鶴見3898番地 電話番号(0977) 22-0391
--

4 病床数

精 神 病 床	感 染 症 病 床	結 核 病 床	療 養 病 床	一 般 病 床	合 計
0床	0床	0床	0床	269床	269床

5 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
集 中 治 療 室	(主な設備) セントラルモニタ、デフイブリレータ、多機能心電計、体外式ペースメーカー 病床数 8 床
化 学 検 査 室	(主な設備) 生化学自動分析装置、全自動生化学発光免疫装置
細 菌 検 査 室	(主な設備) 固定薬剤感受性パネル自動測定装置、マイクロキソン
病 理 検 査 室	(主な設備) 自動染色装置、自動封入装置
病 理 解 剖 室	(主な設備) 解剖機セット、解剖台
研 究 室	(主な設備)
講 義 室	室数 3 室 収容定員 135 人

図 書 室	室数	1 室	蔵書数	1,634冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) ベッドサイドモニタ、人工呼吸器、輸液ポンプ、除細動器他 保有台数 3 台			
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 34.4 m ² [共用室の場合]			

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

- 6 他の病院又は診療所からの紹介患者に医療を提供する体制が整備されていることの証明

地域医療支援病院紹介率	85.2%	算定期間	2022年4月1日～2023年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	127.4%		
算出根拠	A：紹介患者の数		3,214人
	B：初診患者の数		3,769人
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数		4,801人

注1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

- 7 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類(別紙第1)
- 8 救急医療を提供する能力を有することを証する書類(別紙第2)
- 9 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類(別紙第3)
- 10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法(別紙第4)
- 11 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類(別紙第5)
- 12 委員会の開催実績(別紙第6)
- 13 患者相談の実績(別紙第7)
- 14 その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類(別紙第8)

(別紙第1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)の
ための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

医療機関延べ数	880件
うち開設者と直接関係のない医療機関	880件
共同利用に係る病床の病床利用率	0%

注 当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

CT
MRI
RI
開放病床

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

(1) 共同利用に関する規定の有無

☒ 有 ☐ 無

(2) 利用医師等登録制度の担当者

氏名:

職種: 地域医療連携室長

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙1				

注 当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

別紙1

登録医療機関の名簿

番号	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	あおい産婦人科	本多 和夫	別府市石垣東8-2-31	産婦人科	無
2	青山整形外科クリニック	内田 六郎	別府市山の手町17の1	整形外科	無
3	あべ消化器・内科クリニック	安部 康二	別府市新別府4組	内科	無
4	安部第一医院	安部 明夫	別府市上野口町3番40号	内科	無
5	安倍内科医院	安倍 哲	別府市火売町8組1	内科	無
6	アロハクリニック	古田 栄一	別府市鶴見1-1	内科	無
7	諫山整形外科医院	諫山 哲郎	別府市南莊園町20組	整形外科	無
8	いとう循環器・麻酔科クリニック	伊東 浩司	別府市石垣西7-2-1	麻酔科	無
9	うちくら内科	内倉 正史	別府市馬場町1組	内科	無
10	内田病院	内田 明宏	別府市末広町3-1	消化器内科	無
11	おおさわクリニック	大澤 直文	別府市富士見町1番7号	内科	無
12	岡嶋医院	大藪 久憲	別府市元町16-9	内科	無
13	甲斐医院	甲斐 雅成	別府市野口元町8番10号	内科	無
14	垣迫内科医院	垣迫 真一	別府市松原町6-12	内科	無
15	金子内科医院	金子 啓二	別府市石垣東1-7-27	内科	無
16	かめがわ耳鼻咽喉科	川本 洋	別府市亀川四の湯町9番1号	耳鼻咽喉科	無
17	北崎医院	北崎 恭一郎	別府市青山町7番65号	内科	無
18	北浜眼科クリニック	大藪 由布子	別府市北浜1丁目13-11	眼科	無
19	木下医院	木下 晴之	別府市上田の湯町1-7	内科	無
20	清瀬病院	白石 憲男	別府市野口中町4-8	外科	無
21	久保田クリニック	久保田 義健	別府市石垣東10丁目4-17	内科	無
22	河野小児科医院	河野 幸治	別府市石垣西7-8-10	小児科	無
23	古城循環器科クリニック	古城 正人	別府市石垣東6丁目3番24号	循環器科	無
24	児玉内科医院	児玉 嘉生	別府市北浜3-3-12	内科	無
25	こだま脳神経外科クリニック	児玉 晋一	別府市石垣東8-2-35	脳神経外科	無
26	さかい内科医院	境 隆暢	別府市大畑6組	消化器内科	無
27	サンヘルスピアー燈園	新森 義信	別府市大字南立石347番地の4	内科	無
28	耳鼻咽喉科しげみ医院	重見 英男	別府市東莊園町2丁目1	耳鼻咽喉科	無
29	しもやま内科・循環器内科クリニック	下山 信夫	別府市南莊園19組	循環器科	無
30	しん整形外科リハビリテーション&スポーツクリニック	秦 祥彦	別府市東莊園2-1	整形外科	無
31	新森内科クリニック	新森 徳長	別府市石垣東5丁目1番25号	内科	無
32	末宗内科医院	末宗 康宏	別府市上田の湯町13番3号	内科	無
33	高木眼科医院	高木 厚	別府市駅前町5-5	眼科	無
34	高橋内科医院	高橋 欽哉	別府市朝見1-2-17	内科	無
35	武井医院	武井 雅典	別府市幸町11-20	内科	無
36	たにぐち糖尿病内科クリニック	谷口 晋	別府市東莊園1-1-1	内科	無
37	千馬内科医院	小松 賢市	別府市楠町2番17号	内科	無
38	局医院	局 敏郎	別府市南莊園町12組	内科	無
39	鶴見台病院	山本 紘世	別府市大字鶴見4075-4	精神科	無

番号	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
40	中村たかクリニック	中村 恭世	別府市新港町1-30	内科	無
41	なごみ診療所	向井 史孝	別府市山の手町9番39号	内科	無
42	鳴海クリニック	鳴海 賢二	別府市楠町14番8号	消化器内科	無
43	畑病院	畑 洋一	別府市中島町14-22	内科	無
44	浜脇記念病院	田代 幹雄	別府市浜脇1丁目2番5号	循環器科	無
45	原嶋内科医院	原嶋 文治	別府市荘園6-4	内科	無
46	飛田内科外科クリニック	飛田 公博	別府市扇山9組-3	内科	無
47	平井整形外科医院	平井 良昌	別府市田の湯町9番16号	整形外科	無
48	ヒロセ内科医院	廣瀬 忠男	別府市駅前本町5-23	内科	無
49	福田内科医院	福田 仁	別府市石垣東3丁目4-12	内科	無
50	別府温泉病院	菊池 宏	別府市野田22-1	整形外科	無
51	べっぷ在宅・訪問クリニック	小手川 直史	別府市荘園9組1	内臓	無
52	別府中央病院	内田 一郎	別府市北的ヶ浜町5-19	内科	無
53	別府リハビリテーションセンター	青野 只明	別府市大字鶴見1026番地の10	リハビリテーション科	無
54	堀循環器内科クリニック	堀 秀史	別府市亀川浜田町2-63-1F	循環器科	無
55	牧野リウマチ整形外科クリニック	牧野 建紀	別府市船小路町2番36号	整形外科	無
56	右田眼科	右田 雅義	別府市石垣西7丁目8-19	眼科	無
57	宮崎クリニック	宮崎 泰弘	別府市亀川東町27-37	内科	無
58	ミヨシ医院	小川 武彦	別府市石垣西2-3-30	皮膚科	無
59	村橋病院	村橋 弘喜	別府市千代町2番5号	内科	無
60	餅ヶ浜医院	内田 博	別府市餅ヶ浜町5番39号	内科	無
61	矢田こどもクリニック	矢田 公裕	別府市石垣東4-5-4	小児科	無
62	山本病院	山本 隆正	別府市光町14番3号	精神科	無
63	横井内科クリニック	横井 忠滋	別府市鶴見園町5組	内科	無
64	ルミエール歯科	藤井 茂仁	別府市大字鶴見2878番地の1	歯科	無
65	渡邊医院	渡邊 千之	別府市光町4-11	内科	無
66	渡部内科循環器科クリニック	渡部 純郎	別府市末広町6-31	循環器科	無
67	しろくま歯科矯正歯科	井野 章	別府市餅ヶ浜町7番19号	歯科	無
68	たなか乳腺・外科・内科クリニック	田中 文明	別府市中央町8-30	乳腺外科	無
69	久保おなか・おしりクリニック	久保 宣博	別府市石垣東3丁目5-15	消化器外科	無
70	馬場医院	馬場 欽也	別府市大字南立石1775-14	外科	無
71	吉賀循環器内科	吉賀 攝	別府市鉄輪163番地	循環器科	無
72	吉武内科医院	吉武 基之	別府市扇山8-4	内科	無
73	村上脳神経内科クリニック	村上 俊一	別府市山の手町14-30	脳神経内科	無
74	明石Mクリニック	明石 光伸	別府市御幸9組	内科	無
75	別府駅ゆのまち内科・胃と腸クリニック	岩尾 俊昭	大分県別府市駅前町12-13	消化器内科	無
76	荘園内科クリニック	小畑 雅寛	大分県別府市東荘園4丁目2	消化器内科	無
77	皮フ科 河野クリニック	河野 秀郎	大分県別府市荘園1の1	皮膚科	無
78	伊藤小児科循環器科医院	伊藤 佑士	杵築市大字杵築665	小児科	無
79	衛藤外科	衛藤 道生	杵築市大字大内7695-1	外科	無
80	小野医院	小野 勝之	杵築市山香町大字野原1723-10	内科	無

番号	医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
81	きつき眼科	河野 高伸	杵築市大字杵築665番地150	眼科	無
82	杵築中央病院	安東 孝文	杵築市大字杵築120番地	内科	無
83	杵築泌尿器科クリニック	福永 良和	杵築市大字大内4526-3	泌尿器科	無
84	菅原内科杵築	菅原 尚美	杵築市大字南杵築1947番地3	内科	無
85	田原医院	田原 亨	杵築市大字八坂2730番地2	内科	無
86	友岡医院	友岡 操	杵築市山香町大字立石1254-2	内科	無
87	なんば歯科医院	難波 亮二	杵築市大字杵築665-262	歯科	無
88	岩下クリニック	岩下 幸雄	杵築市大字杵築665-655	外科	無
89	岡田内科クリニック	岡田 久司	速見郡日出町3902-2	内科	無
90	こうまつ循環器科内科クリニック	幸松 晃正	速見郡日出町3852番地6	循環器科	無
91	酒井医院	酒井 敏夫	速見郡日出町豊岡755番地1	内科	無
92	サンライズ酒井病院	酒井 公範	速見郡日出町3156番地の1	整形外科	無
93	鈴木病院	鈴木 貫史	速見郡日出町3904番地6	消化器科	無
94	日出児玉病院	児玉 敦幹	速見郡日出町大字川崎837-1	脳神経外科	無
95	日出中央医院	佐登 宣仁	速見郡日出町3470-8	内科	無
96	八重眼科医院	八重 康夫	速見郡日出町川崎3-1	眼科	無
97	すがこどもクリニック	菅 尚浩	速見郡日出町大字豊岡6100-251	小児科	無
98	朝倉内科医院	朝倉 康景	国東市安岐町中園400	内科	無
99	定村内科医院	定村 智章	国東市安岐町塩屋114-1	内科	無
100	あおぞら病院	廣瀬 善弘	国東市国東町小原2650番地	内科	無
101	国東中央クリニック	進 輝政	国東市国東町北江3245-4	内科	無
102	末綱クリニック	末綱 幹雄	国東市国東町田深665-4	内科	無
103	福永胃腸科外科医院	福永 淳治	国東市国東町鶴川106	消化器外科	無
104	はるかぜ医院	坪井 峯男	国東市国見町大熊毛字花開182	内科	無
105	むさし整形外科医院	多治見 新造	国東市武蔵町古市148番地	整形外科	無
106	あさひクリニック	二宮 浩一	国東市安岐町向陽台21-1	内科	無

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

令和6年度 医師

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤・専従	38.75	副院長 兼救命救急センター長
2	医師		常勤・専従	38.75	部長
3	医師		常勤・非専従	38.75	院長
4	医師		常勤・非専従	38.75	医長
5	医師		常勤・非専従	38.75	院長補佐・部長
6	医師		常勤・非専従	38.75	副院長兼診療部長 兼臨床研修部長
7	医師		常勤・非専従	38.75	地域医療支援センター長
8	医師		常勤・非専従	38.75	部長
9	医師		常勤・非専従	38.75	人工関節センター長 部長
10	医師		常勤・非専従	38.75	部長
11	医師		常勤・非専従	38.75	脳卒中センター長 部長
12	医師		常勤・非専従	38.75	医長
14	医師		常勤・非専従	38.75	リハビリテーション科部長
15	医師		常勤・非専従	38.75	部長
16	医師		常勤・非専従	38.75	部長
17	医師		常勤・非専従	38.75	院長補佐・部長
18	医師		常勤・非専従	38.75	部長
19	医師		常勤・非専従	38.75	部長
20	医師		常勤・非専従	38.75	医長
22	医師		常勤・非専従	38.75	
23	医師		常勤・非専従	38.75	
24	医師		常勤・非専従	38.75	
25	医師		常勤・非専従	38.75	
26	医師		常勤・非専従	38.75	
27	医師		常勤・非専従	38.75	
28	医師		常勤・非専従	38.75	
29	医師		常勤・非専従	38.75	
30	医師		常勤・非専従	38.75	
31	医師		常勤・非専従	38.75	

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

令和6年度 医師

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
32	医師		常勤・非専従	38.75	
33	医師		常勤・非専従	38.75	
34	医師		常勤・非専従	38.75	
35	医師		常勤・非専従	38.75	
36	医師		常勤・非専従	38.75	
37	医師		常勤・非専従	38.75	
39	医師		非常勤・非専従	28	
40	医師		常勤・非専従	38.75	

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況 令6年度 コメディカル・MSW

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	薬剤師		常勤・非専従	38.75	科長
2	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
3	薬剤師		常勤・非専従	38.75	主任
4	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
5	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
6	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
7	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
8	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
9	薬剤師		常勤・非専従	38.75	
10	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	技師長
11	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	主任
12	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
13	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
14	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
15	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
16	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
17	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
18	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
19	診療放射線技師		常勤・非専従	38.75	
20	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	技師長
21	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	主任
22	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	主任
23	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
24	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
25	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
26	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
27	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況 令6年度 コメディカル・MSW

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
28	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
29	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
30	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
31	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
32	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
33	臨床検査技師		常勤・非専従	38.75	
34	臨床検査技師		非常勤・非専従	37.50	
35	MSW		常勤・非専従	38.75	
36	MSW		常勤・非専従	38.75	
37	MSW		常勤・非専従	38.75	
38	MSW		常勤・非専従	38.75	
39	MSW		常勤・非専従	38.75	

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

令和6年度 看護師

NO	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	看護師		常勤・専従	38.75	師長
2	看護師		常勤・専従	38.75	主任
3	看護師		常勤・専従	38.75	主任
4	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
5	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
6	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
7	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
8	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
9	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
10	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
11	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
12	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
13	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
14	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
15	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
16	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
17	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
18	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
19	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
20	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
21	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
22	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
23	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
24	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
25	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
26	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
27	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター

別紙2

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1、重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

令和6年度 看護師

N0	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
28	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
29	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
30	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
31	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
32	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
33	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
34	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
35	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
36	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
37	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
38	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
39	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
40	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
41	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
42	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
43	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター
44	看護師		常勤・専従	38.75	救命救急センター

新別府病院地域連携セミナー開催状況（平成22～令和5年度）

開催数	月	連携セミナー・テーマ	講師担当科	講師	合計	医師	看護	その他	研修医
第97回	4/20	『プリオン病について』	脳神経内科		23	12	4	3	4
第98回	5/18	『肺炎の画像診断について』	放射線科		14	9	2	2	1
第99回	6/15	①新しい便秘治療薬について ②非B型C型肝炎細胞がんの危険因子について	消化器・肝臓		24	14	2	5	3
第100回	7/20	『当院における腹部救急疾患』	外科		31	12	1	11	7
第101回	8/17	『最新の糖尿病治療薬の選択肢について』	内分泌代謝内科		21	11	2	8	0
第102回	9/21	『下肢閉塞性動脈硬化症の診断と治療～改定ガイドラインより～』	循環器内科		32	8	4	17	3
第103回	10/19	『最近の感染症の話題』	呼吸器内科		36	13	7	10	6
第104回	11/16	『眼科の救急疾患』	眼科		30	9	8	10	3
	12/21	激しい降雪が予測されたため当日延期							
第105回	1/18	『災害医療～E-mis入力と地域との連携について～』	救急科		28	10	0	14	4
第106回	2/15	『ロコモティブシンドローム(ロコモ)とフレイルについて』	整形外科		19	6	2	11	0
	3/21	講師都合にて延期							
2023年度開催合計	10回				258	104	32	91	31

備考：2023年12月、3月は都合によりセミナーを開催できておりません。今後の対策としては、オンラインでの実施や、同日に2回開催するなど対策を検討しております。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	8 床
専用病床	10 床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
I C U (8床)	214.16㎡	(主な設備) 人工呼吸器・除細動機・大動脈バルーンポンプ・持続緩徐式血液濾過透析装置	可
H C U (8床)	144.21㎡	(主な設備) 人工呼吸器・モニタ	可
救急処置室	342.66㎡	(主な設備) 除細動機・インパルス式コードレス移動型X線装置	可
M R I 室	84.13㎡	(主な設備) 1.5テスラMRI	可
C T 室	85.37㎡	(主な設備) 64列2管球マルチスライスCT	可
心血管造影室	65.51㎡	(主な設備) 心血管造影装置	可

4 備考

指令医第2495号により「新型救命救急センター」の指定

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号各都道府県知事あて厚生省医政局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	2,927 人 (1,803 人)
上記以外の救急患者の数	3,837 人 (665 人)
合 計	6,764 人 (2,468 人)

注 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(別紙第3)

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を
行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容

別紙3-1
2023年12月、3月は都合によりセミナーを開催できておりません。今後の対策としては、オンラインでの実施や、同日に2回開催するなど対策を検討しております。

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	10 回
(2) (1)の合計研修者数	258 人

注1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- (1) 研修プログラムの有無 ☒ 有・無
(2) 研修委員会設置の有無 ☒ 有・無
(3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨床経験年数	特記事項
別紙3-2				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

注 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
大会議室	136.11㎡	(主な設備)音響装置一式、プロジェクター一式等
小会議室	115.36㎡	(主な設備)プロジェクター一式等
医局カンファレンス室	40.16㎡	(主な設備)プロジェクター一式等
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

新別府病院地域連携セミナー開催状況（平成22～令和5年度）

開催数	月	連携セミナーテーマ	講師担当科	講師	合計	医師	看護	その他	研修医
第97回	4/20	『ブドウ膜炎について』	脳神経内科		23	12	4	3	4
第98回	5/18	『肺炎の画像診断について』	放射線科		14	9	2	2	1
第99回	6/15	①新しい便秘治療薬について ②非B型C型肝炎肝臓がんの危険因子について	消化器・肝臓科		24	14	2	5	3
第100回	7/20	『当院における腹部救急疾患』	外科		31	12	1	11	7
第101回	8/17	『最新の糖尿病治療薬の選択肢について』	内分泌代謝内科		21	11	2	8	0
第102回	9/21	『下肢閉塞性動脈硬化症の診断と治療～改定ガイドラインより～』	循環器内科		32	8	4	17	3
第103回	10/19	『最近の感染症の話題』	呼吸器内科		36	13	7	10	6
第104回	11/16	『眼科の救急疾患』	眼科		30	9	8	10	3
	12/21	激しい降雪が予測されたため当日延期							
第105回	1/18	『災害医療～E-mis入力と地域との連携について～』	救急科		28	10	0	14	4
第106回	2/15	『ロコモティブシンドローム（ロコモ）とフレイルについて』	整形外科		19	6	2	11	0
	3/21	講師都合にて延期			0				
2023年度開催合計	10回				258	104	32	91	31

3 研修の体制 (3) 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	整形外科	院長	43	
	医師	麻酔科	医長	29	
	医師	消化器内科	院長補佐・部長	31	
	医師	消化器内科	副院長兼診療部長 兼臨床研修部長	36	
	医師	外科	院長補佐 地域医療支援センター長	38	
	医師	放射線科	部長	29	
	医師	整形外科	人工関節センター長 部長	29	
	医師	呼吸器内科	部長	27	
	医師	脳神経内科	脳卒中センター長 部長	23	
	医師	消化器内科	医長	21	
	医師	救急科	副院長 兼救命救急センター長	37	
	医師	整形外科	リハビリテーション科技師長部長	24	
	医師	外科	部長	25	
	医師	内分泌・代謝内科	部長	29	
	医師	循環器内科	院長補佐・部長	27	
	医師	循環器内科	医長	17	
	医師	泌尿器科	部長	17	
	医師	眼科	部長	29	
	医師	救急科	部長	16	
	医師	臨床検査科	科長	46	
	医師	麻酔科	麻酔科顧問	40	
	薬剤師	コメディカル部門	薬剤科長	34	
	管理栄養士	コメディカル部門	栄養管理室長	25	
	放射線技師	コメディカル部門	放射線科技師長	39	
	臨床検査技師	コメディカル部門	臨床検査科技師長	38	
	臨床工学士	コメディカル部門	臨床工学室技士長	31	
	理学療法士	コメディカル部門	リハビリテーション科技師長	28	

(別紙第4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 泊 一秀
管理担当者氏名	事務部長 XXXXXXXXXX

		保 管 場 所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		診療情報管理室、地域医療連携室、薬剤科、電子カルテ	患者 I D 年度別
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	
	救急医療の提供の実績	地域医療連携室	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	
	閲覧実績	診療情報管理室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

注 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 泊 一秀
閲覧担当者氏名	事務部長 XXXXXXXXXX
閲覧の求めに応じる場所	診療情報管理室、地域医療連携室、大・小会議室
閲覧の手続の概要 ・病院の管理および運営に関する諸記録の閲覧を請求できるものは、本院に患者を紹介しようとする医師等とする。 ・諸記録の閲覧を請求しようとする者は、所定の様式に病院管理・運営に係る諸記録の閲覧に関する規程第3条に定める閲覧の責任者に申し出なければならない。 ・閲覧責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を害する恐れがある場合には、これを拒否することができる。 ・閲覧責任者は、閲覧の請求を拒否した場合は、その旨を閲覧請求者に通達しなければならない。	

前年度の総閲覧件数		31 件
閲覧者別	医 師	件
	歯 科 医 師	件
	地 方 公 共 団 体	件
	そ の 他	31 件

注 閲覧件数については、前年度の総延べ人数を記入すること。

(別紙第6)

委員会の開催の実績

委員会の開催回数	0 回
委員会における議論の概要 当該年度に関しては、委員会開催の調整が難しく、開催に至ることができなかった。令和6年度期中に前年度報告を含めた委員会開催を予定している。	

注 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(別紙第7)

患 者 相 談 の 実 績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他(カンファレンス室)
主として患者相談を行ったもの (複数回答可)	
患者相談件数	2,034 件
患 者 相 談 の 概 要	
上記2,034件は新規受付件数。初回介入時の内容は以下 ○転院相談 (399件) ○施設入所相談 (53件) ○在宅ケア (418件) ○医療費関連 (88件) ○受診・受療関連 (100件) ○家族関係等 (3件) ○書類関係 (51件) ○心理・社会的問題 (9件) ○復職・復学等 (0件) ○その他：ケアマネとの情報共有・がん支援・難病・身体障害者手帳他 (913件)	

注 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し、記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。



(別紙第8)

その他の地域医療支援病院に求められる取組に関する書類
(この項目についての記載は任意です。)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 (公財) 日本医療機能評価機構 (2018年6月14日～15日)	

注 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ○地域向け広報誌、ホームページの作成、地域医療懇話会、市民公開講座、地域住民への出張講座(出前講座)	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 地域医療連携室・医療福祉相談室に医療ソーシャルワーカーを4名配置し、外来段階・入院中の諸問題に関し対応を行うとともに、主治医・病棟スタッフとのカンファレンスを開催しながら円滑な退院に向けた取り組みを行っている	

4 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組 2009年より、脳卒中及び大腿骨頸部骨折の2種類の連携パスを作成・運用している。また、同一医療圏(別府市内)における他基幹病院との協同運用への取組を開始し、地域全体で統一した様式の連携パス運用が出来る様、取り組みを行っている。	

新別府病院 共同利用制度運営要領

第1 総則

1. 目的

この要領は、新別府病院（以下「当院」という。）の施設又は医療設備を近隣地域（別府市を中心とした「当院」の近隣地域内をいう。以下、これを「地域」という。）の医療従事者の診療、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用制度」という。）のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2. 共同利用制度

共同利用制度の内容は、次の4種類とする。

- (1) 紹介患者診療型共同利用
- (2) 医療機器利用型共同利用
- (3) 研究部門利用型共同利用
- (4) 研修会等参加型共同利用

3. 共同利用制度の利用についての遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用を利用する登録医は、病院内において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、緊急その他やむを得ない場合等を除き、地域医療連携室へ連絡後利用する。
- (2) 白衣については、緊急その他やむを得ない場合等を除き、当院が準備する白衣を必ず着用する。
- (3) 使用に関しては、ネームプレート（第2の1により「登録医」と明記）を必ず着用する。
- (4) その他、当院内の諸規則を遵守する。

4. その他

- (1) 共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議の上、対処する。
- (3) 共同利用制度の実施にともない運営要領に定めのない事項に関し議事が生じた場合は、関係者（当院関係者と登録医の両者）の協議により決定するものとする。

第2 医療機関等の登録

1. 事前登録

共同利用制度は、研究会等参加型共同利用を除き、その利用にあたっては事前に登録（以下「登録医」という。）することを原則とする。

2. 登録名及び共同利用制度

共同利用制度の利用登録名は医療機関名又は医師名をもって登録する。

3. 登録医の対象医療機関等

共同利用制度において登録できる医療機関等は、原則として東部保健所管内2次医療圏に所在する医療機関等とする。

4. 登録の申請

(1)共同利用制度の利用登録を行おうとする医療機関等は、登録医申請書（様式1）により病院長に申請するものとする。

(2)病院長は、申請内容を審査し利用登録を承認した場合は、「登録医氏名簿」にその登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師の氏名等を登録するものとする。

5. 登録医証明書の発行

「登録医氏名簿」に登録された医療機関の登録医に対しては、登録医証明書（様式2）を発行する。また、院内に登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師の氏名等を掲示する。

6. 登録期間

共同利用制度の登録有効期間は、原則として登録日から2年間とし、特段の事由がない限り次年度以降においてこれを毎年度自動更新とする。

7. 登録内容の変更

(1)名称等の追加又は登録内容に変更が生じた場合、その都度、地域医療連携室に報告しなければならない。

(2)登録医療機関名簿の登録を辞退する医療機関等は、院長に対して辞退の申し出をしなければならない。

第3 紹介患者診療型共同利用

1. 紹介患者診療型共同利用の内容

地域医療機関等から紹介され入院した患者の診療について、地域医療機関の「かかりつけ医」としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが共同して当該患者の検査、処置又は患者の指導を進めることで、退院後のかかりつけ医への円滑な連携につながるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を探るための診療型の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、当院「登録医制度」に加入している登録医とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 共同利用

- ①登録医は、当院の開放病床に自院の患者を入院させ当院の主治医と共同で診療にあたることができる。
- ②共同利用の時間は、原則として平日（休診日を除く）診療日の9:00～17:00とする。但し、緊急時やむを得ない場合はこの限りでない。

4. 共同利用の報告等

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携室へ報告しなければならない。
又、当院主治医及び登録医は、自院の診療録に共同診療の内容を記載するものとする。
（電子カルテ上にてテンプレートを使用し記載、印刷した一部を登録医は保管する）

第4 医療機器利用型共同利用

1. 医療機器利用型共同利用の内容

地域医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、地域医療機関のかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが連携し当院の医療機器を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医への円滑な連携につながるるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を促すための診療型の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、当院「登録医制度」に加入している登録医とする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象医療機器等

(1)手術室における各手術機器

(2)放射線施設における各医療機器

- ①エックス線撮影装置
- ②コンピュータ断層撮影装置（CT）
- ③磁気共鳴断層撮影装置（MRI）
- ④核医学診断装置（RI）

(3)内視鏡検査における各医療機器

(4)生理機能検査における各医療機器

- ①超音波診断機器
- ②心電図機器等

4. 共同利用の報告等

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携室へ報告しなければならない。

第5 研究部門利用型共同利用

1. 研究部門利用型共同利用の内容

病院の研究部門の機能を登録医療機関等の医療従事者のために開放し、登録医療機関等の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要によりその研究活動に対し互いに連携しその研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研究部門

当該共同利用のために利用できる部門は、図書室、診療情報管理室、医事課、及び当院の研究室における研究に必要な機器とする。

4. 利用手続き

- (1)当該部門を利用する場合にあつては、予め当院の地域医療連携室にて申し込み、所定の手続きを行い責任者の許可を受けるものとする。
- (2)個人情報に掲載されている部門を利用する場合は、その利用目的、利用する内容等を明記した文書を院長に提出し、承認を得なければならない。但し、利用については個人情報以外の情報に限る。

第6 研修会等参加型共同利用

1. 研修会等参加型共同利用の内容

病院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、地域医療従事者とともに連携しながら研修研究活動を進めるもので地域医療従事者の資質の向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研修会等

当該共同利用のため利用できる研修会等は、次のとおりとする。

- (1)当院が主催する講演会又は研修会、その他これに類する研修研究活動
- (2)当院各診療科が医師会分科会等の協力を得て開催する症例検討会、研究会又はこれに類する研究活動
- (3)病院の看護部、医療技術部門又はその他の部門が開催する研修研究活動

(4)記念的行事として行われる講演会その他これに類する研修研究活動

(5)その他研修研究等の目的が運営要領の目的と合致する場合で、病院長の許可を受けた研修会等

4. 利用時の手続き

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等開場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新別府病院（以下「当院」という。）の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第2条 第2項に定める病院の管理及び運営に関する諸記録（以下「諸記録」という。）の閲覧を請求できる者は、当院に患者を紹介しようとする医師及び歯科医師とする。

2 諸記録とは、共同利用の実績・救急医療の提供の実績・地域医療の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績・閲覧の実績・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿である。

3 諸記録の閲覧を請求しようとする者（以下「閲覧請求者」という。）は、所定の様式により第3条に定める閲覧の責任者（以下「閲覧責任者」という。）に申し出なければならない。

4 閲覧責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を該する恐れがある場合は、これを拒否することができる。

5 閲覧責任者は、閲覧の請求を拒否した場合は、その旨を閲覧請求者に通告しなければならない。

(閲覧責任者等)

第3条 諸記録の閲覧に関する責任者及び担当者を置く。

2 閲覧責任者は、診療部長の職にある者を充てる。

3 閲覧担当者は、診療情報管理室長の職にある者を充てる。

(閲覧の場所)

第4条 諸記録の閲覧の求めに応じる場所は、当院診療情報管理室とする。

附則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から改正施行する。

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧申込書

平成 年 月 日

国家公務員共済組合連合会
新別府病院長 殿

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧に関する規程第2条第3項の規定により、病院管理、運営に係る諸記録の閲覧申込書を提供いたします。

(諸記録)

共同利用の実績・救急医療の提供の実績・地域医療の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績・
閲覧の実績・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿

閲覧請求者

医療機関住所 : _____

医療機関名 : _____

医師氏名 : _____ 印

電話番号 : _____

FAX番号 : _____

新別府病院 共同利用制度運営要領

第1 総則

1. 目的

この要領は、新別府病院（以下「当院」という。）の施設又は医療設備を近隣地域（別府市を中心とした「当院」の近隣地域内をいう。以下、これを「地域」という。）の医療従事者の診療、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用制度」という。）のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2. 共同利用制度

共同利用制度の内容は、次の4種類とする。

- (1) 紹介患者診療型共同利用
- (2) 医療機器利用型共同利用
- (3) 研究部門利用型共同利用
- (4) 研修会等参加型共同利用

3. 共同利用制度の利用についての遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用を利用する登録医は、病院内において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、緊急その他やむを得ない場合等を除き、地域医療連携室へ連絡後利用する。
- (2) 白衣については、緊急その他やむを得ない場合等を除き、当院が準備する白衣を必ず着用する。
- (3) 使用に関しては、ネームプレート（第2の1により「登録医」と明記）を必ず着用する。
- (4) その他、当院内の諸規則を遵守する。

4. その他

- (1) 共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議の上、対処する。
- (3) 共同利用制度の実施にともない運営要領に定めのない事項に関し議事が生じた場合は、関係者（当院関係者と登録医の両者）の協議により決定するものとする。

第2 医療機関等の登録

1. 事前登録

共同利用制度は、研究会等参加型共同利用を除き、その利用にあたっては事前に登録（以下「登録医」という。）することを原則とする。

2. 登録名及び共同利用制度

共同利用制度の利用登録名は医療機関名又は医師名をもって登録する。

3. 登録医の対象医療機関等

共同利用制度において登録できる医療機関等は、原則として東部保健所管内2次医療圏に所在する医療機関等とする。

4. 登録の申請

(1)共同利用制度の利用登録を行おうとする医療機関等は、登録医申請書（様式1）により病院長に申請するものとする。

(2)病院長は、申請内容を審査し利用登録を承認した場合は、「登録医氏名簿」にその登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師の氏名等を登録するものとする。

5. 登録医証明書の発行

「登録医氏名簿」に登録された医療機関の登録医に対しては、登録医証明書（様式2）を発行する。また、院内に登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師の氏名等を掲示する。

6. 登録期間

共同利用制度の登録有効期間は、原則として登録日から2年間とし、特段の事由がない限り次年度以降においてこれを毎年度自動更新とする。

7. 登録内容の変更

(1)名称等の追加又は登録内容に変更が生じた場合、その都度、地域医療連携室に報告しなければならない。

(2)登録医療機関名簿の登録を辞退する医療機関等は、院長に対して辞退の申し出をしなければならない。

第3 紹介患者診療型共同利用

1. 紹介患者診療型共同利用の内容

地域医療機関等から紹介され入院した患者の診療について、地域医療機関の「かかりつけ医」としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが共同して当該患者の検査、処置又は患者の指導を進めることで、退院後のかかりつけ医への円滑な連携につながるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を促すための診療型の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、当院「登録医制度」に加入している登録医とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 共同利用

- ①登録医は、当院の開放病床に自院の患者を入院させ当院の主治医と共同で診療にあたることができる。
- ②共同利用の時間は、原則として平日（休診日を除く）診療日の9:00～17:00とする。但し、緊急時やむを得ない場合はこの限りでない。

4. 共同利用の報告等

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携室へ報告しなければならない。
又、当院主治医及び登録医は、自院の診療録に共同診療の内容を記載するものとする。
（電子カルテ上にてテンプレートを使用し記載、印刷した一部を登録医は保管する）

第4 医療機器利用型共同利用

1. 医療機器利用型共同利用の内容

地域医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、地域医療機関のかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と当院主治医とが連携し当院の医療機器を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医への円滑な連携につながるとともに、当該患者へのより良い医療の提供を促すための診療型の共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、当院「登録医制度」に加入している登録医とする。
ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象医療機器等

(1)手術室における各手術機器

(2)放射線施設における各医療機器

- ①エックス線撮影装置
- ②コンピュータ断層撮影装置（CT）
- ③磁気共鳴断層撮影装置（MRI）
- ④核医学診断装置（RI）

(3)内視鏡検査における各医療機器

(4)生理機能検査における各医療機器

- ①超音波診断機器
- ②心電図機器等

4. 共同利用の報告等

当院主治医又は登録医は、共同利用時にその旨を地域医療連携室へ報告しなければならない。

第5 研究部門利用型共同利用

1. 研究部門利用型共同利用の内容

病院の研究部門の機能を登録医療機関等の医療従事者のために開放し、登録医療機関等の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要によりその研究活動に対し互いに連携しその研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研究部門

当該共同利用のために利用できる部門は、図書室、診療情報管理室、医事課、及び当院の研究室における研究に必要な機器とする。

4. 利用手続き

- (1)当該部門を利用する場合にあっては、予め当院の地域医療連携室にて申し込み、所定の手続きを行い責任者の許可を受けるものとする。
- (2)個人情報に掲載されている部門を利用する場合は、その利用目的、利用する内容等を明記した文書を院長に提出し、承認を得なければならない。但し、利用については個人情報以外の情報に限る。

第6 研修会等参加型共同利用

1. 研修会等参加型共同利用の内容

病院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、地域医療従事者とともに連携しながら研修研究活動を進めるもので地域医療従事者の資質の向上を図るための共同利用をいう。

2. 利用できる対象者

当院「登録医制度」に加入している登録医の所属する医療機関に従事する者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり病院長が許可したものはこの限りではない。

3. 対象研修会等

当該共同利用のため利用できる研修会等は、次のとおりとする。

- (1)当院が主催する講演会又は研修会、その他これに類する研修研究活動
- (2)当院各診療科が医師会分科会等の協力を得て開催する症例検討会、研究会又はこれに類する研究活動
- (3)病院の看護部、医療技術部門又はその他の部門が開催する研修研究活動

(4)記念的行事として行われる講演会その他これに類する研修研究活動

(5)その他研修研究等の目的が運営要領の目的と合致する場合で、病院長の許可を受けた研修会等

4. 利用時の手続き

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等開場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新別府病院（以下「当院」という。）の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

第2条 第2項に定める病院の管理及び運営に関する諸記録（以下「諸記録」という。）の閲覧を請求できる者は、当院に患者を紹介しようとする医師及び歯科医師とする。

2 諸記録とは、共同利用の実績・救急医療の提供の実績・地域医療の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績・閲覧の実績・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿である。

3 諸記録の閲覧を請求しようとする者（以下「閲覧請求者」という。）は、所定の様式により第3条に定める閲覧の責任者（以下「閲覧責任者」という。）に申し出なければならない。

4 閲覧責任者は、諸記録の閲覧が患者の秘密を該する恐れがある場合は、これを拒否することができる。

5 閲覧責任者は、閲覧の請求を拒否した場合は、その旨を閲覧請求者に通告しなければならない。

(閲覧責任者等)

第3条 諸記録の閲覧に関する責任者及び担当者を置く。

2 閲覧責任者は、診療部長の職にある者を充てる。

3 閲覧担当者は、診療情報管理室長の職にある者を充てる。

(閲覧の場所)

第4条 諸記録の閲覧の求めに応じる場所は、当院診療情報管理室とする。

附則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から改正施行する。

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧申込書

平成 年 月 日

国家公務員共済組合連合会
新別府病院長 殿

病院管理、運営に係る諸記録の閲覧に関する規程第2条第3項の規定により、病院管理、運営に係る諸記録の閲覧申込書を提供いたします。

(諸記録)

共同利用の実績・救急医療の提供の実績・地域医療の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績・
閲覧の実績・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿

閲覧請求者

医療機関住所 : _____

医療機関名 : _____

医師氏名 : _____ 印

電話番号 : _____

FAX番号 : _____